

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年6月14日 00時40分ごろ
発生場所	山口県萩市萩漁港 萩港灯台から真方位293° 1,400m付近 (概位 北緯34° 26.7' 東経131° 24.0')
事故の概要	プレジャーボート ^{よしたか} 欽崇丸は、南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年7月22日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 欽崇丸、4.5トン YG3-52732（漁船登録番号）、個人所有 第291-41638号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵板及びプロペラの曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、萩漁港夕なぎ地区に向けて約10ノットの対地速力で越ヶ浜半島西方沖を南東進していた。 船長は、手動操舵で操船中、右隣にいた同乗者と会話をしていたので、船長の体が舵輪に触れて左に舵が取られたことに気付かなかった。 本船は、針路を左に向けながら航行を続け、浅所に乗り揚げた。 本船は、自力で離礁し、萩漁港夕なぎ地区に自力航行で帰港した。 船長は、海上保安庁へ本事故の発生を通報しなかった。 (付図1 事故発生場所概略図 参照)
分析	本船は、南東進中、船長が、同乗者との会話に意識を向けていたことから、針路が左に向いて浅所に向かっていることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。 本船は、船長が、同乗者との会話中、体が舵輪に触れて左に舵が取られたことから、針路が左に向いたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南東進中、船長が、同乗者との会話に意識を向けていたため、体が舵輪に触れて左に舵が取られたことに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、航行中、他者との会話に気を取られることなく、操船に専念すること。
- ・ 船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁へ通報すること。

付図1 事故発生場所概略図



一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用